中標津町エゾシカ対策協議会推奨店制度実施規程

（目的）

第１条　この規程は、捕獲駆除されたエゾシカの有効活用を図るため、エゾシカ肉料理を提供する飲食店を推奨することにより、食の安心安全を確保し、広くエゾシカ肉の食文化を広めることを目的とする。

（推奨店承認申請）

第２条　エゾシカ肉料理を提供する飲食店は、中標津町エゾシカ対策協議会（以下「協議会」という。）の推奨を受ける場合、推奨店承認申請書（別記様式第１号）を協議会事務局へ提出するものとする。

（推奨要件）

第３条　協議会の推奨する飲食店は、次の各号の要件を全て満たしたエゾシカ肉料理を提供しなければならない。なお、エゾシカ肉料理の提供は不定期ではなく、自店のメニューとして常時提供できるものでなければならない。

⑴ エゾシカ肉と道産食材を主材料としたものであること。

⑵ 煮る・焼くなどの加熱調理したものであること。

⑶ エゾシカ肉は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食肉処理業の許可を受けた食肉処理施設から仕入れたものであること。

⑷ エゾシカ肉の仕入先は、中標津町内の食肉処理業者とする。ただし、町内業者からの仕入れが困難な場合はこの限りでない。

（承認）

第４条　協議会は、エゾシカ肉料理提供飲食店から、第２条の推奨店承認申請があったときは、速やかに審査し、前条の推奨要件を満たす場合、推奨店承認証（別記様式第２号）を発行するとともに、別図の「推奨店プレート」を貸与するものとする。

（承認の取消）

第５条　協議会は、推奨店が提供するエゾシカ肉料理が、第３条の推奨要件を満たさなくなった場合、または申請内容に不正があった場合は、推奨店の承認を取消すものとする。その場合、推奨店は推奨店プレートを返納しなければならない。

（規程に定めのない事項）

第６条　本規程に定めのない事項は必要に応じてその都度協議会が定める。

附　則

この規程は、平成２６年９月１日から施行する。